

特定非営利活動法人のこたべ
理事長 平島 美紀江 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

貴法人に対しましては、令和 4 年 8 月 2 日付け札幌自治第 7099-1 号「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について」(以下「前回通知」という。)により、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第 28 条の 2 及び定款第 37 条に違反する疑いについて、法第 41 条第 1 項に基づく報告徴収を実施し、貴法人より 2022 年(令和 4 年)8 月 15 日付けで「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告」(以下「報告書」という。)が提出されました。

当該報告書において、貴法人は法第 28 条の 2 及び定款第 37 条に違反する事実があることについて認めているものの、報告書に記載された内容については、事実との相違や説明に不足があり、法令及び定款を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点など、貴法人に対し報告を求めた事項について明らかにされない点があるため、所轄庁として貴法人の運営状況等の適格性を判断することができません。

つきましては、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、法第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面により回答してください。

なお、この報告の回答期限を経過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 10 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の過料に処されることがあります。

記

1 報告を求める事項

(1) 法第 28 条の 2 第 1 項及び定款第 37 条に基づく貸借対照表の公告に係る平成 30 年 10 月 1 日以降の貴法人の対応経過

以下の①～③に示す期間における「貸借対照表の公告に係る貴法人の対応経過」について、期間ごとに整理して、報告してください。

- ① 平成 30 年 10 月から令和 3 年 11 月まで
- ② 令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月 30 日まで
- ③ 令和 4 年 3 月 31 日から現在まで

なお、貸借対照表の公告に関し、貴法人が法令等に違反している事実について役員又は社員で共有した経過や、対応策等について意思決定した経過があったかどうかを含めて報告するとともに、その経過があった場合は、それを証する書類(理事会又は総会議事録など役員・正会員による会議・協議に係る記録等。メールの写しも可。)も添付して提出してください。

【当該事項について報告を求める理由及び報告書作成にあたっての注意事項】

ア 貴法人から提出された報告書について、貴法人のホームページに貸借対照表が掲載された時期に事実と相違があるため。

貴法人の報告書では、6 月に HP への公告を決定したことや、6 月 25 日に HP への公告を行った旨の記載がありますが、貴法人が貸借対照表を法人ホームページに掲載を始めたのは 6 月 25 日ではありません。貴法人の理事長から「最初に掲載した時期はゴールデンウィーク前である」とメールで報告を受けた経緯があり、また、当課においても本年 5 月 12 日の時点で平成 29 年度から令和元年度分の貸借対照表が掲載されていることを確認しています。

イ 報告書で説明された貴法人の対応経過が本年6月以降の状況のみとなっているため。
このたびの報告徴収のきっかけとなったのは、本年3月31日にあった市民からの指摘によるものであり、また、貴法人の報告書によれば、令和3年12月の時点で貸借対照表の公告を行っていないことについて貴法人が認識していたことが読み取れます。

NPO法人に貸借対照表の公告が義務付けられた改正法施行日の平成30年10月1日以降、貴法人は継続して法令違反の状態にあったことになり、「貸借対照表の公告に係る貴法人の対応経過」については、貴法人の運営状況等の適格性を判断するため、平成30年10月以降の貴法人における状況について把握する必要があることから、貴法人が貸借対照表の公告を行っていないことについて認識した令和3年12月以降及び市民からの指摘があったことを把握した令和4年3月31日以降の貴法人における対応の経過を含め、報告してください。

ウ 報告書では、「定款第37条に定めた公告の方法の改め、弊法人の運営実態に即した公告方法にいたしました。」と記載されていますが、現時点で、貴法人が変更後の規定に従い、令和3年度貸借対照表を適切に公告しているのか確認できないため。

定款第37条の公告の方法の規定をどのような内容に変更したのか具体的に記載するとともに、令和3年度分の貸借対照表の公告の実施の有無、実施の状況（予定）も含め、報告してください。実施済みの場合は、挙証書類を添付して提出してください。

(2) 改正法施行日である平成30年10月1日以降、NPO法人に義務付けられた貸借対照表の公告を実施していなかった具体的な理由・原因について

(3) 市民からの指摘があった令和4年3月31日以降も、速やかに貸借対照表の公告を実施しなかった具体的な理由・原因について

【当該事項について報告を求める理由及び報告書作成にあたっての注意事項】

前回の報告徴収にて貴法人に対し報告を求めた事項のうち、提出された報告書から「法第28条の2第1項及び定款第37条に違反していることに対する貴法人の認識」について把握できなかったため。

報告書では、「6月25日にHPにより公告したが、認識の甘さがあり、法28条の2第1項の目的が達成されたと判断したことで、定款第37条に違反している状態を正しく把握できず、HP掲載以外の事務所の掲示場への掲示、官報掲載が遅れた」と説明されています。

しかしながら、貸借対照表のホームページへの掲載が開始されたのは、6月25日以前であること、また、令和4年4月から7月の間、当課から理事長に複数回連絡しており、定款の規定のとおり貸借対照表の公告を行わなければならないことについて繰り返し説明し、貸借対照表の公告の実施の進ちょく状況について確認を行っていたことから、「6月25日にHPにより公告したが、認識の甘さがあり、法28条の2第1項の目的が達成されたと判断したことで、定款第37条に違反している状態を正しく把握できず」の説明の部分について、いつの時点のことなのか、理事長にご説明していた内容は法人内では共有されていなかったということなのか、など疑問があります。

貴法人の場合、平成29年度から令和2年度貸借対照表については、法第28条の2第1項及び変更前の定款第37条に基づき、「主たる事務所での掲示」、「インターネットホームページへの掲載」、「官報掲載」の3つの方法により実施する必要があります。

令和4年3月31日、貴法人が定款の規定のとおり貸借対照表の公告を行っていないことについて市民から指摘があり、同日当課より貴法人に対しその旨連絡し、速やかに貸借対照表の公告を行うよう指導しましたが、同日以降、上記の3つの方法により速やかに実施しなかった「理由・原因」を報告してください。

(4) 前理事及び前監事は、就任中、貸借対照表の公告について、法令及び定款違反の事実があること及び市民から指摘があったことについて、把握していたか。また、就任期間中、役員として貸借対照表の公告に係る対応について協議をした経緯はあるか。

(5) 社員は、貸借対照表の公告について、法令及び定款違反であること、市民から指摘があった

ことについて、その事実を把握しているか。また、総会で対応について協議をした経緯はあるか。

(6) 本年6月に新任・再任となった各理事は、貸借対照表の公告について、法令及び定款違反の事実があること及び市民から指摘があったことについて、その事実を把握しているか。また、理事に就任後、貸借対照表の公告及び所轄庁からの報告徴収等への対応について協議をした経緯はあるか。

(7) 貴法人の法令等の違反の事実に対応する今後に向けた具体的な再発防止策及び関連事項

- ① 報告書では、本年6月に「総会において役員体制を見直し、理事がより法人運営に積極的に関わる体制」にした旨の記載がありますが、「理事がより法人運営に積極的に関わる体制」とは、どのようなものなのか、今後どのように改善され、再発防止につながるのかがわかるよう具体的に報告してください。
- ② 報告書では、定款第37条の「公告の方法を改め、法人の運営実態に即した公告方法にした」との記載がありますが、どのような内容に変更したのか、また、今後は定款の規定のとおり貸借対照表の公告が実行されるよう、法人内でのチェック体制はどのようになるのかを含めて報告してください。
- ③ 上記①及び②について議決した本年6月17日開催の総会議事録・会議資料を添付してください。
- ④ 定款第37条の公告の方法の変更について、令和4年8月25日時点で所轄庁には定款変更届が提出されておられません、具体的な提出予定を報告するとともに、別途速やかに当該届出を行ってください。

【その他の注意事項】

- ① 先に提出された報告書で「代表理事」という役職名を用いている箇所がありますが、貴法人の定款で代表者の役職名は「理事長」と規定しています。
今般の提出の際、報告書に代表者、理事、監事、スタッフについて記載する場合は、役職名などはその当時の正しい名称で記載してください。
なお、報告書の公開時は、現理事・監事以外の方（前役員、スタッフなど）の氏名はマスキングしたうえで公開します。
- ② 提出される報告書の内容について、正しく記載されているか、報告が漏れている点がないか、法人内で確認のうえ提出してください。

2 報告の回答期限

令和4年（2022年）9月12日（月）17時00分まで

3 報告の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係
(担当：土田・石橋 TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156)

4 添付資料

特定非営利活動促進法及び同法施行規則抜粋